第二十号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。
第二十二号様式中「国籍」を「、国籍等」に改める。
第二十三号様式中「あつては、国籍」を「あつては、国籍等」に改める。
第二十四号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。
第二十六号様式中「国籍」を「、国籍等」に改める。
第二十七号様式中「本籍」を「国籍等・本籍」に改める。
第二十八号様式中「あつては、国籍」を「あつては、国籍等」に改める。
第二十九号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正）

第十条　動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。次項第一号において同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「国籍」を「国籍等」に、「する。」を「する。第十二条第二項において同じ。」に改める。

第十二条第二項中「（外国人にあつては、国籍、氏名及び生年月日を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。）」を削る。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第十一条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二の二第一項第一号中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第十四条の五第一項第一号において同じ。）」に改める。

第十四条の五第一項第一号中「その者の有する国籍」を「その国籍等」に改める。

別記様式第五号の備考、別記様式第六号の二の備考及び別記様式第七号の備考中「外国籍の場合」を「日本の国籍を有しない場合」に改める。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第十二条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（救命艇手規則の一部改正）

第十三条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式まで、第七号様式及び第八号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第十五条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二の（記載上の注意）1中「外国国籍を有する個人」を「日本の国籍を有しない個人」に改める。

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第十六条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「あつては、」の下に「国籍等（」を、「国籍等」の下に「をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「国籍及び」を「国籍等及び」に改める。

第一号様式及び第三号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

（浄化槽設備士に関する省令の一部改正）

第十七条　浄化槽設備士に関する省令（昭和五十九年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

別記様式第一号備考2及び別記様式第四号備考3中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）」に改める。

別記様式第五号備考2中「その者の有する国籍」を「その国籍等」に改める。

別記様式第六号備考2中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）」に改める。